

「第二種業内部管理統括責任者等に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 27 日

( 下 線 部 分 変 更 )

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>正会員が行う電子申込型以外の自己募集その他の取引等</u>（定款第 3 条第 9 号に掲げる自己募集その他の取引等から、<u>「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に規定する電子申込型電子募集取扱業務等を除く。</u>以下同じ。）に関し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）の遵守状況を統括する業務に従事する役員等の登録、責務等を定めることにより、正会員の内部管理態勢を強化し、<u>適正な営業活動</u>の遂行に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、正会員において金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）の遵守状況を統括する業務に従事する役員等の登録、責務等を定めることにより、正会員の内部管理態勢を強化し、<u>適正な営業活動</u>の遂行に資することを目的とする。</p>
<p>(第二種業内部管理統括責任者の登録)</p> <p>第 2 条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等</u>に係る第二種業内部管理統括責任者 1 名を定め、所定の様式による届出書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>	<p>(第二種業内部管理統括責任者の登録)</p> <p>第 2 条 正会員は、自己募集その他の取引等<u>(定款第 3 条第 7 号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。)</u>に係る第二種業内部管理統括責任者 1 名を定め、所定の様式による届出書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</p> <p>2～3 (省 略)</p>
<p>(第二種業内部管理統括責任者の資格要件)</p> <p>第 3 条 正会員の第二種業内部管理統括責任者は、<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等</u>に係る内部管理を担当する登記された役員でなければならない。ただし、細則に定める者を第二種業内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</p>	<p>(第二種業内部管理統括責任者の資格要件)</p> <p>第 3 条 正会員の第二種業内部管理統括責任者は、自己募集その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員でなければならない。ただし、細則に定める者を第二種業内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</p>
<p>第 4 条～第 5 条 (現行どおり)</p>	<p>第 4 条 ～第 5 条 (省略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者の配置等)</p> <p>第6条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集</u>その他の取引等に係る投資勧誘等の営業活動及び顧客管理を適切に行うため、当該<u>電子申込型以外の自己募集</u>その他の取引等の営業活動等の実情に応じて、法令等に関する十分な知識及び経験を有する役職員を第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者として、それぞれ1名以上配置するものとする。</p> <p>2 第二種業営業責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された<u>電子申込型以外の自己募集</u>その他の取引等を行う役員及び従業員に対して、法令等を遵守するよう営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の<u>営業活動</u>、顧客管理が適正に行われるよう指導・監督しなければならない。</p> <p>3 第二種業内部管理責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された<u>電子申込型以外の自己募集</u>その他の取引等に係る営業活動が法令等に準拠し適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。</p> <p>4 ～ 5 (現行どおり)</p>	<p>(第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者の配置等)</p> <p>第6条 正会員は、自己募集その他の取引等に係る投資勧誘等の営業活動及び顧客管理を適切に行うため、当該自己募集その他の取引等の営業活動等の実情に応じて、法令等に関する十分な知識及び経験を有する役職員を第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者として、それぞれ1名以上配置するものとする。</p> <p>2 第二種業営業責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された自己募集その他の取引等を行う役員及び従業員に対して、法令等を遵守するよう営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう指導・監督しなければならない。</p> <p>3 第二種業内部管理責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された自己募集その他の取引等に係る営業活動が法令等に準拠し適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。</p> <p>4 ～ 5 (省略)</p>
<p>第7条～第9条 (現行どおり)</p>	<p>第7条 ～第9条 (省略)</p>
<p>付則 (平成27年5月26日)</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成26年法律第44号) 附則第1条本文に規定する日 (平成27年5月29日) から施行する。</p>	